

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2025年12月24日
【公表日】	メディエア株式会社
【発行者の名称】	(Mediair corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二木 信行
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー25階
【電話番号】	03-6450-1525 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部責任者 若杉 直希
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	http://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	メディエア株式会社 https://www.mediair.net/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	491,203	468,213	477,911
経常利益 (千円)	48,763	20,819	9,062
当期純利益 (千円)	35,186	15,414	1,777
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数 (株)	35,000	700,000	700,000
純資産額 (千円)	206,507	216,882	213,619
総資産額 (千円)	699,110	639,002	611,934
1株当たり純資産額 (円)	295.01	309.83	305.17
1株当たり配当額 (円)	144.00	7.20	7.20
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	50.27	22.02	2.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.5	33.9	34.9
自己資本利益率 (%)	18.5	7.3	0.8
株価収益率 (倍)	—	61.3	531.7
配当性向 (%)	14.3	32.7	283.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	207,325	△144,537	△29,826
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,357	408	△57,720
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△141,701	88,296	3,302
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	572,992	515,594	433,486
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	14(13)	15(9)	16(7)

(注) 1.当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりま

- せん。
- 2.持分法を適用した場合の投資利益について、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4.第22期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
 - 5.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、年平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。
 - 6.特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第22期の財務諸表について監査法人FRIQの監査を受けております。
また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第23期及び第24期の財務諸表については、監査法人FRIQの監査を受けております。
 - 7.2024年4月24日付けで普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第22期は7.20円となります。

2 【沿革】

2002年の当社設立後、音楽配信事業、ウェブ制作、モバイル（携帯）サイトの構築、モバイルサイトの制作、運用等の事業を行ってまいりました。

また、インターネット通販の受託により、商材の開拓、ECサイト運営、クロスメディア媒体の開発を経て、ECサービスのノウハウを蓄積し、2009年に現在の主力サービスであるEC支援サービスを開始しました。

なお、EC支援サービス開始までの事業は現在行っておりません。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次の通りです。

2002年7月	二木信行（現代表取締役社長）が大阪市城東区に、インターネットラジオを通じた音楽配信事業（現在は事業終了）を目的としてメディアエ株式会社を設立
2002年7月	ウェブ制作業務を開始
2007年3月	第三者割当増資を実施。資本金 2,500 万円に増資
2008年7月	プライバシーマーク認証を取得
2009年1月	ECコンサルティングサービスを開始
2010年2月	D2C 販売として自社 EC サイトを開始
2012年3月	本店を東京都港区虎ノ門五丁目オランダヒルズ森タワー19階に移転
2012年5月	EC 運営代行サービスを開始
2013年10月	子会社として株式会社ミドルデータ設立（現在は、清算済）
2014年1月	大阪事務所を開設
2016年4月	本店を東京都港区虎ノ門五丁目オランダヒルズ森タワー16階に移転
2021年10月	D2C 販売として自社 EC サイト「LITHEE」にてヨガウェア自社企画商品「LITHEE」を販売開始
2022年10月	有限会社ウェブマーケットコミュニケーションズより EC コンサル事業を譲り受け
2023年2月	本店を東京都港区六本木1丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー25階に移転
2024年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2025年2月	ホームオフィスブランド「Palmwork」の企画・販売事業を譲り受け
2025年4月	ワインショップ「N43°」の店舗運営・通信販売事業を譲り受け
2025年12月	スマホカメラ用フィルターブランド「THE emo」の企画・販売事業を譲り受け

3 【事業の内容】

当社は「WITH THE BEST APPROACH」をミッションに掲げ、クライアントのEC事業を支援する「EC支援サービス」、当社の販売サイトで商品販売を行う「D2C販売」の2つのサービスを行っております。

なお、当社は、「ECサービス事業」の単一セグメントであります。

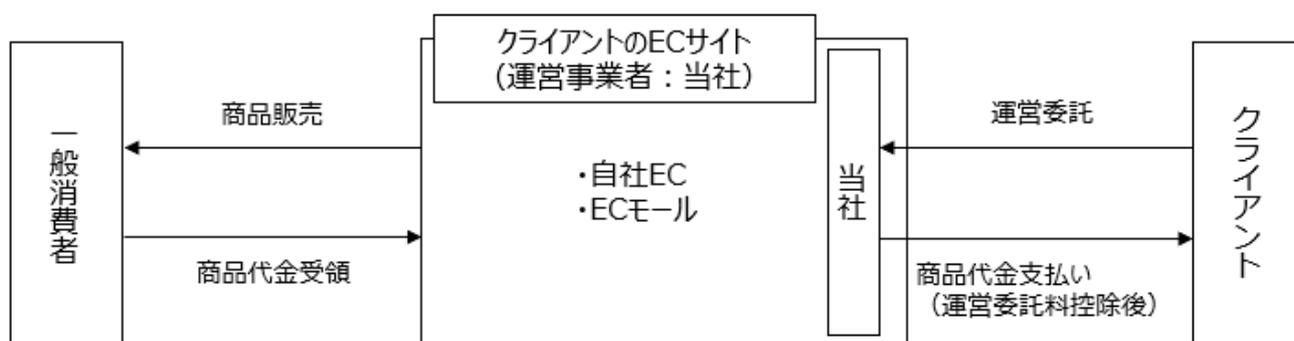
サービス区分		主なサービス内容
EC 支援サービス	EC 運営代行サービス	クライアントの EC サイトの運営を当社が代行して行うサービス
	EC コンサルティングサービス	EC サイトを開設しているクライアントに対して、EC サイト構築、運用、分析コンサル、販促を行うサービス
D2C 販売		自社企画の商品や、仕入商品等の EC 販売

① EC支援サービス

EC 支援サービスは、EC 運営代行サービス、EC コンサルティングサービスがあります。

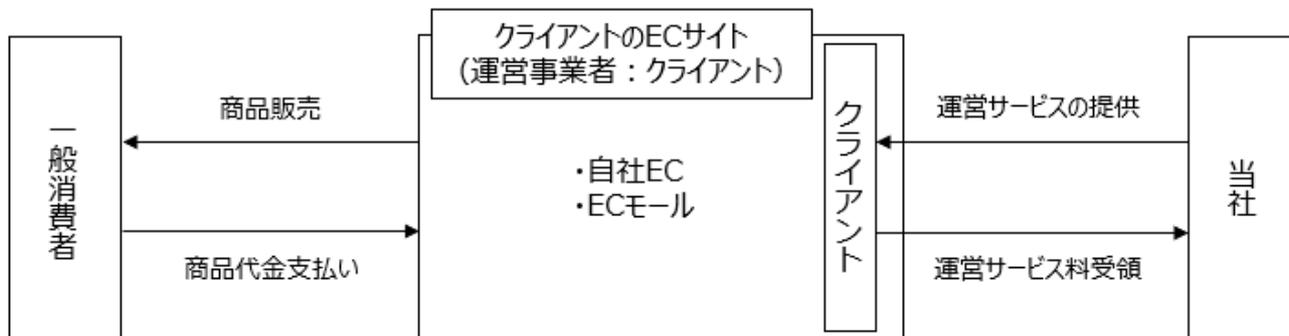
[EC運営代行サービス]

EC運営代行サービスは、クライアントよりECサイトの運営委託を受けて、当社が運営事業者として、クライアントのECサイトを構築し、運用、分析コンサル、販促活動等を行い、商品販売時には、商品の発送業務、一般消費者からの代金回収を行い、運営委託料等を控除して、商品代金をクライアントに支払っております。



[ECコンサルティングサービス]

ECコンサルティングサービスは、クライアントの自社ECサイトやECモールサイト（主要ECプラットフォーム（楽天市場、Yahoo!ショッピング、Amazon）上に開設されたクライアントのECサイト）に対して、サイト構築、運用、分析コンサル、販売活動等のサービスを行い、運営サービス料を受領しております。



② D2C販売

当社では、これまで様々なナショナルブランド企業のインターネット通販事業の支援を行っており、EC支援サービスで培ったノウハウとクライアントとのリレーションを活用して、自社企画の商品や、仕入商品等を当社ECサイト「LITHEE」にて販売しております。

2021年10月に販売開始したD2Cヨガウェアブランド「LITHEE」では、ゼロからブランド開発、商品企画、生産、販売を行うことにより、インターネットやSNSその他媒体でのブランディングによる認知度が向上し、当社マーケティングを通じた販売により売上高が拡大しております。

さらに、2025年2月に開始したホームオフィスブランド「Palmwork」では、リモートワークに最適なワークチェアの商品企画、販売を行い、2025年4月には、北海道余市で人気の平川ワイナリーのダイレクトストアとオンライン販売を開始しており、ライフスタイル全体を意識したD2C販売全体の多角化を進めております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
16(7)	38.4	4.0	4,008

(注) 1.当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

3.平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の改善及びインバウンド需要の増加等、緩やかながら回復の兆しが見られました。一方で、地政学リスクの高まりに加え、米国の関税政策の影響や物価上昇の継続など、先行きには依然として不透明感が残っております。

当社の事業を取り巻く環境は、EC市場はコロナ禍による一時的な特需の反動を経て、消費者の購買行動の定着により、安定した成長を続けております。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2025」によれば、2024年のEC（物販）市場規模は14.6兆円、2025年は15.1兆円、2026年は15.4兆円と、着実な成長が予測されております。当社が支援するクライアントにおいても、売上や運営ニーズの拡大が見られており、市場の拡大に伴い、EC関連サービスの需要は今後も増加すると見込んでおります。

このような状況下において、当社は「WITH THE BEST APPROACH」をミッションに掲げ、確実に成果の出るEC支援サービス及びD2C販売を提供しております。

EC支援サービスにおいては、前中間会計期間における一部取引の終了により、前事業年度比では売上が減少いたしました。当事業年度に新たなクライアントとの取引が開始されたことにより、全体としては安定した収益を維持しております。

D2C販売においては、既存のヨガウェアブランド「LITHEE」の販売において、SNSを中心とした広告投資を強化したものの、計画通りの販売実績には至りませんでした。一方で、新たに開始したオフィスチェアブランド「Palmwork」や、事業譲受で取得したワインショップ及び平川ワイナリーのフラッグシップストアの通信販売による酒類販売事業が立ち上がり、これら新規事業の寄与により、D2C販売全体の売上高は前事業年度年度比で増加いたしました。

これにより、EC支援サービスは売上高415,996千円（前事業年度比4.1%減）、D2C販売61,914千円（前事業年度比80.5%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、477,911千円（前事業年度比2.1%増）、営業利益は6,142千円（前事業年度比74.5%減）、経常利益は9,062千円（前事業年度比56.5%減）、当期純利益1,777千円（前事業年度比88.5%減）となりました。

なお、当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、433,486千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は29,826千円（前事業年度は144,537千円の支出）となりました。これは主として、ショップ預り金の減少30,246千円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は57,720千円（前事業年度は408千円の収入）となりました。これは主として、事業譲受に伴う支出27,235千円、投資有価証券取得による支出26,150千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は3,302千円（前事業年度は88,296千円の収入）となりました。これは主として、長期借入による収入30,000千円、長期借入金返済による支出21,658千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	金額（千円）	前事業年度比(%)
EC支援サービス	415,996	95.9
D2C販売	61,914	180.5
合計	477,911	102.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社イッセイミヤケ	113,524	24.2	100,809	21.1
株式会社FILM	77,299	16.5	77,810	16.3
ボードライダーズジャパン合同会社	69,907	14.9	77,735	16.3
株式会社カイトックインターナショナル	47,766	10.2	—	—

2. 当事業年度における株式会社カイトックインターナショナルに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

① EC支援サービスの強化

コロナ禍を経て急拡大したEC市場では、既存・新規クライアント企業に対するECコンサルティングサービスの技術力や提案力の競争が激化しております。当社では、競争力を高めて売上拡大を支援するため、コンサルティング手法の柔軟な変革、数値管理による合理的な事業運営、付加価値を高めるブランディング戦略、MDの徹底による顧客体験の向上を図ってまいります。

これらの取り組みを実現するため、社内に蓄積されたノウハウを横断的に活用し、チーム間の連携を強化することで、サービス品質の向上とクライアント企業の事業成長支援を推進してまいります。

② D2C販売の拡大

当社が注力するヨガウェア分野は、欧米では日常着として定着し、アスレジャー市場が拡大しております。日本国内でも同様のライフスタイルの広がりが予想される中、自社企画商品の強化とともに、在庫リスクへの対応として生産効率の改善による収益性向上を目指します。

加えて、ホームオフィス領域におけるD2Cブランド「Palmwork」の展開や、株式会社平川ワイナリーの株式取得によるワイン関連事業への参入など、ライフスタイル全体を意識したD2C販売全体の多角化を進めております。これらの取り組みにより、ブランドの幅を広げ、顧客層の拡大とD2C販売全体の強化を図ってまいります。さらに、他企業とのアライアンスやD2CスタートアップブランドのM&Aも検討しており、持続的な成長を目指してまいります。

③ 新規サービスの追加

当社ではD2Cノウハウを体系化させることが必要と認識しており、新しくD2Cコンサルティングの提供を開始し、メーカー企業や小売り企業がEC市場で新規事業を推進できるように、当社が投資計画から事業構築、売上の推進まで一貫してサポートすることで、より多くの企業のDXをサポートしていくことを考えております。

さらに、国内EC市場の成熟化と円安を好機ととらえ、「越境EC」を新たなソリューションの軸として追加し、国内EC事業におけるEC運営の効率化や費用対効果の高いマーケティングノウハウを越境ECでも活用できるよう、一部のクライアント先で越境ECのテストマーケティングを開始してデータの蓄積を行い、クライアント企業のEC事業への導入を進めてグローバル展開の加速を図ってまいります。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社のサービス提供には優秀な人材確保が重要な課題と考えており、継続的に人材を獲得し事業を拡大していくことが必要不可欠であります。当社は様々なサービスを提供しているため、EC運営に関する知識や経験のある人材の採用促進だけではなく、従前より未経験者を採用し育成に努めており、OJTを通じてノウハウを身につけることができる育成体制の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関わるリスクについて

① EC市場について

当社は、クライアントのEC事業を支援するサービスを行っております。EC市場については順調に拡大していますが、インターネット及びECは歴史が浅いため、将来性については不透明な部分があり、急激な成長による安定性や信頼性が損なわれるような弊害が発生した場合や、今後国内外の経済情勢や景気動向等により、EC市場の成長鈍化、停滞等や、既存クライアントが自社運営や海外資本企業が本国主導運営に切り替えることからの契約数減少等により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

該当リスクの対策として常に市場動向を観察・分析しタイムリーな計画変更を行っていくと同時に、既存クライアントとも密に連携をとり充実したサービスを提供することに努めてまいります。

② 競合会社について

ECコンサルサービスでは楽天市場やAmazonなどをはじめとした各ECプラットフォームにて、マーケティングやコンサルティングサービスを行う競合会社が存在しており、ECコンサルサービスを必要とする企業の全体数が減少することにより、品質面で優位性のあるサービスや低価格サービスなど、当社が明確な競争優位戦略を確立できなければ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社がこれまでに築き上げてきた豊富な経験や実績、及び社内ノウハウを強みにし、市場ニーズに照らして最適なサービスを提供していくことで、競合要素の排除及び強固なポジションの維持に努めてまいります。

③ 技術革新について

インターネットを通じて行われる商品やサービスの売買であるECサービス業界は、技術革新のスピードや消費者ニーズの変化が速く、かつその変化は著しいため、新サービスの急速な普及等による著しい環境変化等が生じた場合、当該変化に当社が対応することができず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社はその変化に対応するため、優秀な人員の確保や必要な教育の充実を図り、積極的に技術情報の収集及び技術ノウハウの吸収並びにサービス開発に努めてまいります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

① ECコンサルサービスについて

当社は、ECサイト構築、運営、デジタルマーケティング、フルフィルメント業務等、一連

のEC支援サービスをワンストップで提供しており、事業環境に関わるリスクとともに、当社クライアントが扱うブランドや商品の人気が低迷した場合や、特定のクライアントとの取引が当社の業績の大多数を占めているため仮に取引終了した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対しては常に市場環境をモニタリングし、市場ニーズを見誤ることのないようにするとともに、特定クライアントとの取引に対して、クライアントの利益に繋がるよう充実・安定したサービスを提供し、関係強化を図ってまいります。

② D2C販売について

当社では、ECサービス事業で培ったノウハウとクライアントとのリレーションを活用して、自社企画商品を当社ECサイトで展開しておりますが、同様製品が競合他社より販売された場合や、製品の品質・安全性について当社が自社企画商品を開発・販売した際に予期せぬ欠陥が発生した際には、社会的信用の低下やその後の受注減少等に繋がる場合があります、また現在予想している通りの売上推移をたどれなければ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対しては常に市場環境をモニタリングし、市場ニーズを見誤ることのないように協力会社と協業し商品開発すると同時に、品質向上に努めていき、また需要予測に基づいた生産やMD（マーチャンダイジング）計画立案や広告を用いた集客を行ってまいります。

③ 特定クライアントへの売上の偏りについて

当社では、より高い品質のEC支援サービスの提供を行うため、EC支援サービスにおけるクライアント数を少数に限定してサービスを行っていますが、当事業年度における上位3社に対する売上高比率は53.7%（10ページ「(3)販売実績（注）1.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」を参照）と偏りが大きく、上位クライアントの戦略・方針の変更及び取引関係等に変更が生じた場合には、当社の業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

上位3社との取引については、サービスに満足頂けるよう不手際が起こらないように業務を行うとともに、取引継続性を高めるために業務プロセスを構築して代替性を低減しております。これらの理由により、取引の継続性について支障がある状況にはないと認識しております。

また、現在当社では、当該リスクが顕在化する可能性を最小化するため、新規顧客の開拓やD2C販売の拡大をすすめておりますが、既存のクライアントとより密に連携をとり、充実・安定したサービスを提供することに努めてまいります。

④ 外注先・物流外注先について

当社では、ECサイト構築やシステム開発として外注先を使用しており、またECコンサルサービスの運営代行サービスの際のフルフィルメント業務として物流外注先を使用しておりますが、IT需要の高まりによる発注コストの増大、外部発注先に起因する納期遅延や品質低下に加え、人為的エラー等による情報漏えい事故の発生、同業他社との競合により優秀な外部発注先が確保できない場合、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、物流においても、必要なキャパシティ確保ができない場合、物流の運賃上昇があった場合あるいは新たな協力会社が発掘できない場合、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動ができず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

現状では協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保っているため、今後も協力会社の確保及びその連携体制の強化を積極的に推進していく方針で、かつ、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」の法令遵守はもちろんのこと、外部発注先の技術力やコスト、財務状況等の信頼性などを総合的に勘案した選定等、協力会社との長期的かつ安定的な取引に努めてまいります。

⑤ クレジットカード等の不正利用について

EC支援サービスにおける運営代行サービスのECサイト、また当社ECサイトにおいて、決済手段としてクレジットカード決済等を利用しておりますが、クレジットカード等の不正利用が発生した場合、それが当社負担の場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対しては、本人認証サービス（3Dセキュア）、不正検知サービス（属性確認）、不正配送先情報サービス等を用いて不正対策を講じてまいります。

(3) 事業運営体制に関わるリスクについて

① 代表者への依存について

当社代表取締役社長である二木信行は、当社の事業展開において事業戦略の策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。現時点においては、未だ同氏に対する依存度は高いと認識しており、今後、何らかの理由により同氏の当社における業務遂行の継続が困難になるような場合には、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等、内部規程の沿った経営を図ることにより、同氏への過度な依存からの脱却に努めております。

② 小規模組織であることについて

当社の従業員数は、2025年9月末現在において、16名に留まっており、小規模な組織であると認識しております。現状はこれに応じた内部管理体制となっておりますが、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、内部管理体制とのアンバランスが生じ、適切な業務運営が困難となり、当社の事業運営、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、業務のマニュアル化により属人化業務の撲滅、人材不足を生じさせないよう魅力的な職場環境と雇用待遇の整備、即戦力である中途採用を促進するための対応策を講じてまいります。

③ 優秀な人的資源の確保について

当社は今後も積極的に事業を拡大していく方針であり、これに伴い会社全体で優秀な人材の確保が必要であると認識しており、即戦力となる中途採用についても積極的に行う必要があります。しかしながら、計画通りに優秀な人材の確保や育成ができなかった場合には、経営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、綿密な人員計画の作成、人事制度の定期的な見直し等を行うことで、適切な採用コストの管理、魅力的な職場環境の実現に取り組むとともに、次世代に通用する人材を育成するため、教育にも努めてまいります。

④ システムトラブルについて

当社の事業は、Eコマースプラットフォームを主に使用していますが、インターネットを利用しているため、自然災害、事故、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器の作動不能等のシステム障害

が生じる可能性があり、システムやハードの不具合、悪質なコンピュータウイルスの侵入やハッカーからの攻撃、予想した規模を大きく上回る地震、火災、洪水、停電等の重大な事象の発生により、システム障害が発生した場合、一時的にサービス提供を停止する等の事態も発生しクライアントに不利益が生じ、そうした場合は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこのようなリスクを回避するため、プラットフォーム側による24時間の監視体制や社内規程の整備及び運用等の然るべき対策、不正アクセス等の対策を講じてまいります。

(4) 人事労務に関わるリスクについて

① 労働時間管理について

当社では、定期的に従業員の労働時間と業務内容の適正性について確認しておりますが、クライアントの要望に応える為に、従業員の一部に一時的に長時間労働が生じる可能性があり、十分な人員確保や、適切な人材育成による業務の効率化によって、残業時間の削減に努めていく方針ですが、これにより人件費が増加し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の従業員に何らかの健康悪化等が生じ、当社に対する損害賠償請求が生じることで、当社の経営成績のみならず社会的信用が悪化する可能性があります。

当該リスクの発生に対して当社では、十分な人員確保や、適切な人材育成による業務の効率化によって、残業時間の削減に努めていく方針でございます。

② 労務に関するリスクについて

当社では、コンプライアンス規程や就業規則等の労務に関する基本的事項を定めておりますが、当社従業員の不適切な行動や人事労務上の問題に関連する重大な訴訟が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社では、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等）から生じる人的資産の損失・損害を未然に防止するため、該当規程の整備やコンプライアンスの研鑽等、適切な管理に努めてまいります。

(5) 法務に関わるリスクについて

① 法的規制について

当社の事業は、「特定商取引に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「下請代金支払遅延防止法」、「個人情報の保護に関する法律」、「酒税法」、「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」等による法的規制を受けております。今後新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更がなされ、当社の事業が制約を受ける可能性がある場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、当該規制に対して、遵守体制の整備・強化、社員教育、顧問弁護士との情報交換等の対応を行ってまいります。

② 知的財産権管理について

当社では、知的財産管理規程にて当社の知的財産を適切に管理すべく対応について定めており、当社はこれまで、著作権を含めた知的財産権に関して他社の知的財産権を侵害したとして、損害賠償や使用差止の請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないも

のと認識していますが、当社の事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社が把握できていないところで他社が特許権等を保有しているリスクは否定できません。また、今後当社の事業分野における第三者の特許権等が新たに成立し、損害賠償や使用差止等の請求を受けた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの発生に対して当社では、当社が運営する事業に関する知的財産権を確保するとともに、第三者の知的財産権を侵害しない体制の構築に努めてまいります。

③ 内部管理体制について

当社では、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しており、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、組織規模や環境に応じた管理部門の人数増員を図り、各規制の整備や、業務の自動化、効率化、各種研修などの教育により、管理体制の充実に努めてまいります。

④ 個人情報管理及び機密情報管理について

当社では、業務に関連して顧客や取引先等の個人情報及び機密情報を取り扱う場合があります。当社又は協力会社より情報の漏洩が発生した場合は、クライアントからの損害賠償請求や当社の信用失墜等により、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマークの認定取得を行い、該当する規程に沿って、従業員教育や各種の情報セキュリティ対策を講じ、個人情報を含む重要な情報資産の管理を実施し、情報漏洩のリスクの回避を図ってまいります。

（6）その他のリスクについて

① 自然災害について

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、各種感染症の拡大等が発生した場合、当社の事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、当社の主要な事業拠点である首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、正常な事業運営が行えなくなる可能性があります。また、自然災害等による人的、物的損害が甚大である場合は、事業の継続そのものが不可能になる可能性があります。

当社では、自然災害等が発生した場合に備え、連絡体制や指示系統などの体制整備を図っております。

② M&Aについて

当社は、競合他社等に対するM&Aを実施することにより当社の事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。今後もM&Aを通じて、事業拡大又は人員確保を継続していく方針ですが、想定されなかった事象がM&A等の実行後に判明あるいは発生した場合、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、M&A等の実行に際しては、対象企業に対して財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスク低減に努めてまいります。

(7) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨が定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

< J-Adviser契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらぬときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態

なくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ. 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ. 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ. 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b） 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法

律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みの

ある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ66,268千円減少し539,346千円となりました。これは主として、現金及び預金の減少82,108千円によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ39,200千円増加し72,588千円となりました。これは主として、投資有価証券の増加26,150千円によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ22,151千円減少し326,625千円となりました。これは主として、ショップ預り金の減少30,246千円によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ1,654千円減少し71,690千円となりました。これは長期借入金の減少1,654千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ3,262千円減少し213,619千円となりました。これは主として剰余金の配当5,040千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における経営成績については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は24,252千円であり、主として事業譲受によるのれんの計上等17,165千円、店舗内装設備1,650千円、ECサイト構築費2,238千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。当社の事業はEC支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2025年9月30日現在

事業所名	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（名）
		建物附属設備	工具、器具及び備品	ソフトウェア	のれん	合計	
本社 （東京都港区）	本社事務所	6,856	2,706	4,477	13,533	27,573	16(7)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の他、本社の建物を賃借しており、年間賃借料は11,132千円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（ ）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）の最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 当社はECサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,800,000	2,100,000	700,000	700,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年4月24日(注)	665,000	700,000	—	25,000	—	—

(注) 2024年4月8日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月24日付で普通株式1株を20株に分割しております。これにより、発行済株式総数は665,000株増加し、700,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未 満株式 の状況 （株）	
	政府 及び 地方 公共 団体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他		計
					個人以 外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	3	—	—	4	7	—
所有 株式数 （単元）	—	—	—	5,021	—	—	1,979	7,000	—
所有株式 数の割合 （%）	—	—	—	71.73	—	—	28.27	100	—

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	株式の総数に 対する所有株 式数の割合 （%）
アスリーグ株式会社 （注）1、5	東京都品川区上大崎2-1-3	462,000	66.00
二木麻利（注）1、2	東京都品川区	54,000	7.71
二木信太郎（注）1、3	東京都品川区	54,000	7.71
二木信行（注）1、4	東京都品川区	49,900	7.13
株式会社ピーエムシー （注）1	大阪府大阪市中央区南新町1丁目2番4号	40,000	5.71
二木英昭（注）1、3	大阪府箕面市	40,000	5.71
株式会社承継社 （注）1	東京都中央区銀座7丁目11番3号矢島ビル8F	100	0.01
計	—	700,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(代表取締役社長の配偶者)

3. 特別利害関係者等(代表取締役社長の親族)

4. 特別利害関係者等(代表取締役社長)

5. 特別利害関係者等(代表取締役社長の二親等内の血族が議決権の過半数を所有している会社)

6. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	7,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と有能な人材確保に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度(第24期)の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり7.20円の配当を実施いたしました。なお、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を見据えた経営環境の変化に対応する事業展開に備え、D2C販売の販売強化やPBブランドのブランディング強化を基軸に投資して参ります。

基準日が第24期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2025年12月24日 定時株主総会決議	5,040	7.20

4 【株価の推移】

【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期
決算年月	2024年9月	2025年9月
最高(円)	1,350	—
最安(円)	1,350	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 当社は2024年6月7日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market上場したため、それ以前の株価は記載しておりません。

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最安(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 2025年4月から2025年9月までにおいては、売買実績がないため記載しておりません。

5 【役員 の 状 況】

男性4名 女性一名 （役員のうち女性の比率－％）

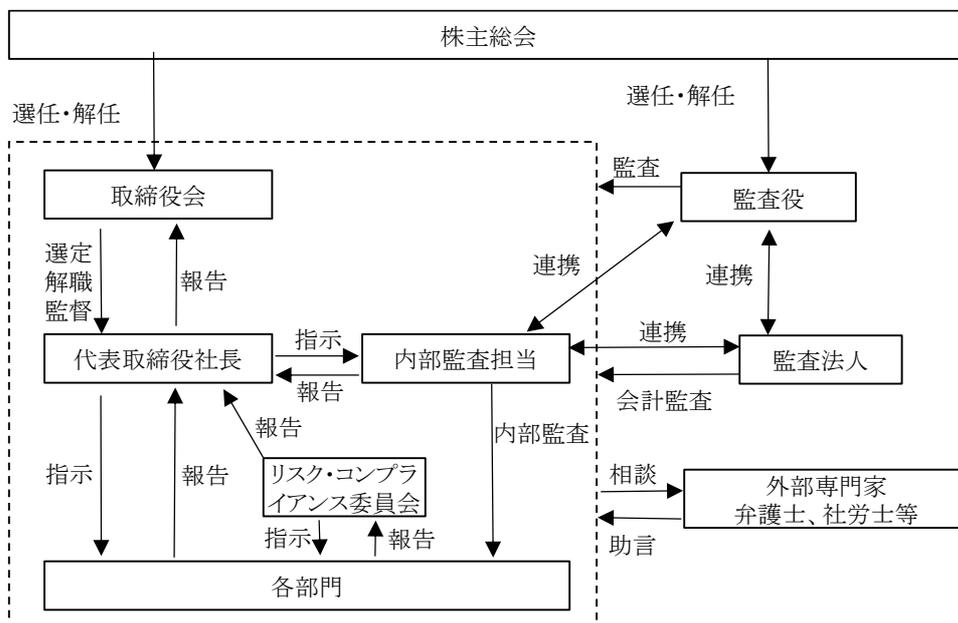
役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	二木 信行	1974年7月15日	1998年4月	Sumitex Hong Kong Limited 入社（現 住友商事株式会 社 入社）	(注) 2	(注) 4	511,900
			1999年4月	ニッキー株式会社 入社			
			2002年7月	当社代表取締役就任（現 任）			
			2015年10月	アスリーグ株式会社 代表 取締役就任（現任）			
			2018年3月	ダブルツリー株式会社 代 表取締役就任			
			2024年10月	同社 取締役就任(現任)			
取締役	山田 和弘	1975年9月28日	1995年9月	株式会社ハリタ 入社	(注) 2	(注) 4	—
			2000年2月	株式会社ローファーズハウ ス 入社			
			2002年10月	株式会社エム・アール・エ ム 入社			
			2005年4月	レアン株式会社 入社			
			2006年4月	有限会社ウェブマーケット コミュニケーションズ 代表取締役 就任			
			2018年10月	当社取締役就任（現任）			
取締役	若杉 直希	1987年8月23日	2010年3月	株式会社ユニクロ 入社	(注) 2	(注) 4	—
			2020年9月	当社 入社			
			2023年9月	当社取締役就任（現任）			
監査役	泉 光一郎	1980年2月17日	2004年7月	監査法人トーマツ（現 有限 責任監査法人トーマツ） 入所	(注) 3	(注) 4	—
			2010年5月	株式会社ディー・エヌ・エ ー 入社			
			2014年4月	株式会社会計工房 入社			
			2015年1月	泉会計事務所 代表（現任）			
			2017年2月	株式会社セブンスグリーン 設立 代表取締役（現任）			
			2018年2月	合同会社ビズサブリーグルー プ 代表社員就任			
			2021年6月	JAG国際エナジー株式会社 （現 株式会社エネウィル） 監査役就任			
			2022年6月	株式会社fundbook 監査役 就任（現任）			
			2023年12月	当社監査役就任（現任）			

			2025年7月	株式会社OpenSky 監査役 就任（現任）			
--	--	--	---------	---------------------------	--	--	--

- (注) 1. 監査役泉光一郎は、社外監査役であります。
2. 2025年12月24日開催の定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2024年4月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年9月期における役員報酬の総額は、27,760千円を支給しております。
5. 代表取締役社長二木信行の所有株式数には、同氏の資産管理会社が所有する当社株式462,000株を含んだ実質的所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めることを目指して、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

② 会社の機関の内容

イ.取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ.監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ.会計監査

当社は、監査法人 FRIQ と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券

上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は佐藤稔幸氏、大賀隆史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名及びその他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置していませんが、代表取締役社長の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。なお、自己監査を回避するために、管理部に属する1名が管理部以外の全部門の監査を担当し、マーケティング部に属する1名が管理部の監査を担当しております。

内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で同計画に基づいて内部監査を実施しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者に提出させ実効性の高い監査の実施に努めております。

監査役については1名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社はリスク・コンプライアンス委員会を設けており、代表取締役を委員長として委員会メンバーは委員長が選任するコンプライアンス委員により構成することになっております。リスク・コンプライアンス委員会では、3ヶ月ごとに1回の定例会を開催し、当社を取り巻くさまざまなリスク・コンプライアンスに対する検討と対策を講じております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を選任していませんが、社外監査役は1名を選任しております。

社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役泉光一郎は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	25,360	25,360	—	—	3
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	2,400	2,400	—	—	1

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.取締役の金銭報酬の額は、2024年4月8日開催の臨時株主総会において年額5,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

3.監査役の金銭報酬の額は、2024年4月8日開催の臨時株主総会において月額20万円と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

4.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1)個別固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、成果実績及び社会情勢等を総合的に勘案して取締役会で決定します。

(2)賞与に関する方針

金銭により年1回支払いを検討します。支給基準は会社の業績及び個人の業績評価に基づき算定するため、支給しないこともあります。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権

の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続を実施する時間を確

保する観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人FRIQにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	515,594	433,486
売掛金	50,654	45,653
商品	25,370	44,272
前渡金	692	11
前払費用	2,716	5,220
その他	10,585	10,702
流動資産合計	605,614	539,346
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	2,361	6,856
工具、器具及び備品(純額)	1,392	2,706
有形固定資産合計	※1 3,754	※1 9,562
無形固定資産		
のれん	6,000	13,533
商標権	992	—
ソフトウェア	4,115	4,477
無形固定資産合計	11,107	18,010
投資その他の資産		
投資有価証券	1,750	27,900
繰延税金資産	3,496	1,862
敷金及び保証金	13,279	15,090
その他	—	162
投資その他の資産合計	18,526	45,015
固定資産合計	33,388	72,588
資産合計	639,002	611,934

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,492	17,899
1年内返済予定の長期借入金	19,992	29,988
未払金	345	602
未払費用	10,626	10,648
未払法人税等	1,326	255
預り金	1,117	1,834
ショッピング預り金	285,741	255,495
賞与引当金	2,201	2,495
その他	※2 5,933	※2 7,406
流動負債合計	348,776	326,625
固定負債		
長期借入金	73,344	71,690
固定負債合計	73,344	71,690
負債合計	422,120	398,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
利益準備金	1,638	2,142
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	190,244	186,477
利益剰余金合計	191,882	188,619
株主資本合計	216,882	213,619
純資産合計	216,882	213,619
負債純資産合計	639,002	611,934

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
売上高	※1	468,213	※1	477,911
売上原価		225,711		241,954
売上総利益		242,502		235,956
販売費及び一般管理費	※2	218,393	※2	229,814
営業利益		24,108		6,142
営業外収益				
受取利息		1,411		2,818
為替差益		—		2,136
その他		3		7
営業外収益合計		1,414		4,961
営業外費用				
支払利息		488		1,219
為替差損		1,564		—
債権整理損		2,447		781
その他		203		40
営業外費用合計		4,704		2,041
経常利益		20,819		9,062
特別損失				
固定資産除却損	※3	—	※3	761
減損損失	※4	—	※4	4,128
特別損失合計		—		4,889
税引前当期純利益		20,819		4,173
法人税、住民税及び事業税		6,084		761
法人税等調整額		△679		1,634
法人税等合計		5,404		2,396
当期純利益		15,414		1,777

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
		構成比 (%)		構成比 (%)	
I 商品売上原価					
期首商品棚卸高		22,371		25,370	
事業譲受による商品受入高		—		4,516	
当期商品仕入高		22,278		46,372	
合計		44,650		76,260	
期末商品棚卸高	※1	25,370	19,279	44,272	31,987
	※2				
II 経費		206,431		209,966	
当期製造費用		225,711		241,954	
期首仕掛品棚卸高		—		—	
期末仕掛品棚卸高		—		—	
売上原価		225,711		241,954	

※1.期末商品棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
2,807	4,357

※2.主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
広告費	115,384	126,145
物流費	20,266	23,382
システム費	21,560	20,708
支払手数料	20,421	19,423

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	25,000	1,134	180,373	181,507	206,507	206,507
当期変動額						
剰余金の配当			△5,040	△5,040	△5,040	△5,040
利益準備金の積立		504	△504	—	—	—
当期純利益			15,414	15,414	15,414	15,414
当期変動額合計	—	504	9,870	10,374	10,374	10,374
当期末残高	25,000	1,638	190,244	191,882	216,882	216,882

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	25,000	1,638	190,244	191,882	216,882	216,882
当期変動額						
剰余金の配当			△5,040	△5,040	△5,040	△5,040
利益準備金の積立		504	△504	—	—	—
当期純利益			1,777	1,777	1,777	1,777
当期変動額合計	—	504	△3,766	△3,262	△3,262	△3,262
当期末残高	25,000	2,142	186,477	188,619	213,619	213,619

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	20,819	4,173
減価償却費	4,362	6,652
固定資産除却損	—	761
減損損失	—	4,128
賞与引当金の増減額 (△は減少)	557	294
受取利息及び受取配当金	△1,441	△2,818
支払利息	488	1,219
為替差損益 (△は益)	1,564	△2,136
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,764	5,000
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,999	△18,901
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,909	△3,593
未払費用の増減額 (△は減少)	△3,506	21
ショッピング預り金の増減額 (△は減少)	△153,598	△30,246
前受金の増減額 (△は減少)	△165	5,453
その他	3,795	3,580
小計	△136,438	△26,410
利息の受取額	1,274	2,540
利息の支払額	△488	△1,233
法人税等の支払額	△8,885	△4,723
営業活動によるキャッシュ・フロー	△144,537	△29,826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△191	△1,019
無形固定資産の取得による支出	—	△3,304
事業譲受に伴う支出	—	△27,235
投資有価証券取得による支出	—	△26,150
敷金及び保証金の差入による支出	—	△11
敷金及び保証金の返還による収入	550	—
出資金の返還による収入	50	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	408	△57,720
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	30,000
長期借入金の返済による支出	△6,664	△21,658
配当金の支払額	△5,040	△5,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	88,296	3,302
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	△1,564	2,136
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△55,833	△82,108
現金及び現金同等物の期首残高	572,992	515,594
現金及び現金同等物の期末残高	※ 515,594	※ 433,486

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 5年

商標権 10年

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支給に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

1. EC支援サービス

EC支援サービスとして、顧客のECサイトのEC運営代行サービスを行っております。EC運用代行サービスの主な履行義務は、顧客のECサイトの運用を代行することであり、当該履行義務は、ECサイトの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

また、ECサイトを開設している顧客に対してのサイト構築、運用、分析コンサル、販促サービスを行うECコンサルティングサービスを行っており、本サービスの収益は、顧客ECサイトの売上高に応じて変動する手数料、固定手数料、また、各種サービスの対価として支払われる手数料収入で構成されております。このようなサービスの提供については、サイト構築などの履行義務が一時点で充足されるスポット型の契約の場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間において充足されるストック型の契約の場合には、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

2. D2C販売

D2C販売として自社ECサイトにて商品の販売を行っております。このような商品の販売については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

返品については、過去のデータ等に基づいて予想返品率を見積り、期末日時点で返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し、返金負債の決済時に顧客から商品等を回収する権利について返品資産を計上しております。なお、返金負債については流動負債の「その他」に、返品資産については流動資産の「その他」に含めて表示しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産	3,496	1,862

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積もりに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく見積もりは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は将来の売上高の予測となります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積もっておりますが、事業計画に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
のれん	6,000	13,533

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんは、事業譲受時に見込んだ被取得事業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得価額と被取得事業の識別可能資産及び負債の事業譲受日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しております。

また、減損の兆候の有無について検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間の割引前将来キャッシュ・フローを帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれん計上額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

② 主要な仮定

のれんの減損損失の認識に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、各事業の事業計画を基礎としており、事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり考慮する売上高成長率や売上原価率、販売費及び一般管理費の見込額等について一定の仮定が含まれております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「賞与引当金の増減額(△は減少)」及び「前受金の増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた4,517千円は、「賞与引当金の増減額(△は減少)」557千円、「前受金の増減額(△は減少)」△165千円、「その他」3,795千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,861	4,873

※2 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
契約負債	132	5,453

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
業務委託費（千円）	28,156	19,019
給料手当（千円）	53,619	54,946
役員報酬（千円）	23,046	26,460
賞与引当金繰入（千円）	2,201	2,495
広告宣伝費（千円）	23,692	30,146
減価償却費（千円）	4,362	6,652
おおよその割合		
販売費（%）	14	18
一般管理費（%）	86	82

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
工具、器具及び備品（千円）	—	50
ソフトウェア（千円）	—	710

※4 減損損失

前事業年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
店舗 (東京都渋谷区)	N43° 店舗	のれん	2,800
東京本社 (東京都港区)	LITHEE 商標権	商標権	878
東京本社 (東京都港区)	システム移行構築費 バケスタ Shopify	ソフトウェア	450

(資産のグルーピング方法)

当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分でブランドを基本単位として資産のグルーピングを行っております。

(減損損失に至った経緯)

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるサイト、もしくは閉鎖や使用範囲の変更が決定されたサイト及び店舗の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 4,128 千円として特別損失に計上しております。その内訳は、のれん 2,800 千円、商標権 878 千円、ソフトウェア 450 千円であります。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値によって測定しており、正味売却価額は売却が困難であるため零としております。

使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであり、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	35,000	665,000	—	700,000

(注) 1. 当社は、2024 年 3 月 18 日開催の取締役会決議により、2024 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 20 株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加 665,000 株は、株式分割によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 12 月 21 日 定時株主総会	普通株式	5,040	144.00	2023 年 9 月 30 日	2023 年 12 月 21 日

(注) 当社は、2024 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っております。「1 株当たり配当額」については当該株式分割前の実際の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 12 月 23 日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	5,040	7.20	2024 年 9 月 30 日	2024 年 12 月 24 日

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	700,000	—	—	700,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年12月23日 定時株主総会	普通株式	5,040	7.20	2024年9月 30日	2024年12月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年12月24日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,040	7.20	2025年9月 30日	2025年12月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)	当事業年度 (自2024年10月1日 至2025年9月30日)
現金及び預金	515,594	433,486
現金及び現金同等物	515,594	433,486

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金を原則として自己資本により調達しております。状況に応じて銀行等の金融機関からの借入とする方針であります。資金運用については、短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券のうち、ゴルフ会員権は市場価格の変動リスクに、非上場株式は発行会社の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払費用及びショッピング預り金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	1,750	1,750	—
資産計	1,750	1,750	—
(1) 長期借入金 (※2)	93,336	93,338	2
負債計	93,336	93,338	2

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払費用及びショップリ金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しています。

当事業年度(2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	1,750	2,400	650
資産計	1,750	2,400	650
(1) 長期借入金 (※3)	101,678	100,874	△803
負債計	101,678	100,874	△803

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払費用及びショップリ金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は(1)投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は下記の通りであります。

区分	当事業年度
非上場株式	26,150千円

(※3) 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しています。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	515,594	—	—	—
売掛金	50,654	—	—	—
合計	566,248	—	—	—

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	433,486	—	—	—
売掛金	45,653	—	—	—
合計	479,139	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,992	19,992	19,992	19,992	13,368	—
合計	19,992	19,992	19,992	19,992	13,368	—

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,988	29,988	28,334	13,368	—	—
合計	29,988	29,988	28,334	13,368	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他投資有価証券				
ゴルフ会員権	—	1,750	—	1,750
資産計	—	1,750	—	1,750
長期借入金	—	93,338	—	93,338
負債計	—	93,338	—	93,338

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ゴルフ会員権

株式形態のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他投資有価証券 ゴルフ会員権	—	2,400	—	2,400
資産計	—	2,400	—	2,400
長期借入金	—	100,874	—	100,874
負債計	—	100,874	—	100,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ゴルフ会員権

株式形態のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年9月30日)

1. 子会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度(2025年9月30日)

1. 子会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

(千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) その他	1,750	1,750	—
	小計	1,750	1,750	—

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 26,150 千円)は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
商品評価損	971	1,507
投資有価証券評価損	795	814
賞与引当金	761	863
その他	968	516
評価性引当額	—	△814
合計	3,496	2,887
繰延税金負債		
為替差益	—	△732
未収事業税	—	△272
その他	—	△19
合計	—	△1,024
繰延税金資産の純額	3,496	1,862

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
(単位：%)		
法定実効税率	34.6	34.6
(調整)		
住民税均等割等	1.8	10.7
法人税額の特別控除	△4.9	△1.5
中小法人軽減税率	△4.6	△5.2
評価性引当額の増減	—	19.5
その他	△1.0	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担	26.0	57.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産

及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 34.59%から 35.43%になります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(事業の譲受)

1. 当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、事業の譲受を行うことを決議し、以下のとおり事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 : 株式会社pow

譲り受けた事業の内容: ホームオフィスブランド「Palmwork」の企画・販売事業

②事業譲受を行った主な理由

「D2C販売」の強化

③事業譲受日

2025年2月1日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年2月1日～2025年9月30日

(3) 事業譲受の取得対価及び種類ごとの内訳

相手先との協議により非開示とさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 1,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

11,000千円

②発生原因

主に、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,007千円

資産合計 2,007千円

流動負債 2,207千円

負債合計 2,207千円

(7) 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

2. 当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、事業の譲受を行うことを決議し、以下のとおり事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 : 株式会社RERA WORKS

譲り受けた事業の内容: 「N43°」の店舗運営・通信販売の酒類販売事業

②事業譲受を行った主な理由

「D2C販売」の強化

③事業譲受日

2025年4月24日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年4月24日～2025年9月30日

(3) 事業譲受の取得対価及び種類ごとの内訳

相手先との協議により非開示とさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 350千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

3,000千円

②発生原因

主に、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

④ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却で償却を開始しましたが、当事業年度中に減損処理を行っております。詳細は、49ページ「(損益計算書関係) ※4 減損損失」をご参照ください。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産 7,616千円

資産合計 7,616千円

(7) 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	セグメント	
	EC サービス事業	
主要な財又はサービスのライン		
EC 支援サービス		433,914
D2C 販売		34,299
顧客との契約から生じる収益		468,213
その他の収益		—
外部顧客への売上高		468,213

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	セグメント	
	EC サービス事業	
主要な財又はサービスのライン		
EC 支援サービス		415,996
D2C 販売		61,914
顧客との契約から生じる収益		477,911
その他の収益		—
外部顧客への売上高		477,911

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	47,889	50,654
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	50,654	45,653
契約負債（期首残高）	297	132
契約負債（期末残高）	132	5,453

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、売掛金であります。

2. 契約負債は、前受金であり、貸借対照表上の「流動負債」の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、132千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社の事業セグメントは、EC サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社の事業セグメントは、EC サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
株式会社イッセイミヤケ	113,524
株式会社 F I L M	77,299
ボードライダーズジャパン合同会社	69,907
株式会社カイトックインターナショナル	47,766

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	EC支援サービス	D2C販売	合計
外部顧客への売上高	415,996	61,914	477,911

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
株式会社イッセイミヤケ	100,809
株式会社FILM	77,810
ボードライダーズジャパン合同会社	77,735

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自2023年10月1日至2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年10月1日至2025年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自2023年10月1日至2024年9月30日)

当社は、ECサービス事業の単一セグメントであり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年10月1日至2025年9月30日)

当社は、ECサービス事業の単一セグメントであり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自2023年10月1日至2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年10月1日至2025年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度(自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額 (円)	309.83	305.17
1 株当たり当期純利益金額 (円)	22.02	2.54

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2024 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益は分割後の株式数に基づいて算定しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	15,414	1,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	15,414	1,777
普通株式の期中平均株式数(株)	700,000	700,000

(重要な後発事象)

(事業の譲受)

当社は、2025年12月9日開催の取締役会において、事業の譲受を行うことを決議し、以下のとおり事業譲受を行いました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 : Story&Eureka株式会社

譲り受けた事業の内容 : スマホカメラ用フィルターブランド『THE emo』の企画/運営/販売を事業

②事業譲受を行った主な理由

「D2C販売」の強化

③事業譲受日

2025年12月9日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 事業譲受の取得対価及び種類ごとの内訳

相手先との協議により非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 350千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 3,454千円

資産合計 3,454千円

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第 121 条第 1 項第 1 号に定める有価証券明細表については、同条第 3 項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	2,675	4,815	—	7,490	634	320	6,856
工具、器具及 び備品	4,939	2,133	128	6,945	4,239	769	2,706
有形固定資産計	7,615	6,948	128	14,436	4,873	1,089	9,562
無形固定資産							
のれん	10,000	14,000	3,000 (2,800)	21,000	7,466	3,666	13,533
商標権	1,145	—	878 (878)	267	267	114	—
ソフトウェア	11,629	3,304	2,098 (450)	12,835	8,357	1,780	4,477
無形固定資産計	22,774	17,304	5,976 (4,128)	34,102	16,091	5,562	18,010

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額	
建物附属設備	事業譲受による増加	3,165 千円
建物附属設備	店舗内装設備	1,650 千円
のれん	事業譲受による増加	14,000 千円
ソフトウェア	EC サイト構築費	2,238 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	19,992	29,988	1.41	—
長期借入金(1年以内に返済 予定のものを除く)	73,344	71,690	1.39	2026年～2029年
合計	93,336	101,678	—	—

(注) 1. 平均利率については、1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金においては期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,988	28,334	13,368	—	—
合計	29,988	28,334	13,368	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,201	2,495	2,201	—	2,495

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	236
預金	
普通預金	380,168
外貨定期預金	53,081
合計	433,486

ロ. 売掛金

相手先	金額(千円)
ボードライダーズジャパン合同会社	11,701
株式会社イッセイミヤケ	9,457
株式会社 FILM	5,515
株式会社カイトックインターナショナル	4,067
株式会社東京デリカ	3,412
その他	11,499
合計	45,653

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $(C) \div \{(A) + (B)\} \times 100$	滞留期間(日) $\{(A) + (D)\} \div 2 \div \{(B) \div 365\}$
50,654	526,345	531,345	45,653	92.1	33.4

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

区分	金額(千円)
ヨガウェア	28,235
ゴルフウェア	206
スイムウェア	708
ワークチェア	10,617
ヘッドレスト	196
ワイン	4,307
合計	44,272

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
Meta Platforms Ireland Limited	6,091
グーグル合同会社	3,313
株式会社ファスト	1,393
CRITEO 株式会社	916
スタイレム瀧定大阪株式会社	726
その他	5,459
合計	17,899

ロ. ショップ預り金

相手先	金額(千円)
株式会社イッセイミヤケ	237,369
株式会社 FILM	10,299
株式会社カイトックインターナショナル	7,613
その他	213
合計	255,495

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://mediair.net
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月24日

メディアエア株式会社
取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 稔 幸
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 賀 隆 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメディアエア株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアエア株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上